

UPZ圏をはじめ、大阪府など周辺自治体の同意なしの再稼働は認められない
プルサーマル等の安全性問題や避難計画について住民説明会の開催を

高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください

大阪府知事 松井 一郎 様

高浜原発3・4号の再稼働に向け、原子力規制委員会は1月16日にパブリックコメントを締め切り、2月初めにも基本設計の合格証にあたる審査書を確定しようとしています。しかし、規制委員会の審査書案では、高浜3・4号の安全性は保証されません。高浜3・4号ではプルサーマルを前提としていますが、プルサーマルには審査基準・ガイドもありません。基準がなければ審査できるはずもないのに、新規制基準に適合しているとの判断を下そうとしています。

福島原発事故に照らせば、高浜原発で大事故が起これば、被害は立地自治体に止まりません。琵琶湖が汚染され、大阪府を含め、関西一円が被害を受けることとなります。しかし、関西広域連合等が策定している原発事故の避難計画は、住民の健康や安全を守れるものとはなっていません。

福井県知事は、「工事計画」「保安規定」が審査に合格した後に、再稼働同意を判断すると述べていますが、地元同意の範囲は、福井県と高浜町に限ると表明しています。再稼働の同意権は立地自治体だけのものではありません。30キロ圏を含む関西の自治体・住民にも保障されるべきです。

大事故から住民を守るために、高浜3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
以下の質問と要望に答えてください。

【質問事項】

1. 高島市、長浜市からの避難者の避難所について

- (1) 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(2014年3月)では、滋賀県の高島市と長浜市の約5万7千人を大阪府で受け入れることになっています。しかしガイドラインでは、避難者の約半数にあたる2万8千人の避難所が示されていません。

大阪市は、高島市民11,805名、長浜市民6,173名の計17,978名を受け入れることになっています。拠点避難所は鶴見緑地と長居公園ですが、避難所は決まっていますか。

施設名とそれぞれの施設での受け入れ人数・地区名を示してください。

東大阪市(多目的芝生広場に3,308名)吹田市(万博公園駐車場に1,966名)池田市(豊島野公園に604名)守口市(大枝公園に882名)大東市(深北緑地に825名)交野市(交野市総合体育施設駐車場に489名)茨木市(西河原公園に1,314名)も、公園等が拠点避難所となっていますが、避難所は決まっていますか。

施設名とそれぞれの施設での受け入れ人数・地区名を示してください。

- (2) 避難所では一人あたりの面積を何平米確保しますか。通路等の共用スペースや福祉エリア等を考慮していますか。

2．高島市民、長浜市民を受け入れる避難所が危険区域にないかどうかについて

2013年6月に災害対策基本法等が改正され(昨年4月施行)津波や土砂災害などの危険区域(「安全区域」外)に避難所を指定してはならないことになっています。しかし、兵庫県の避難所の約3割が土砂災害などの危険区域に設定されたままです。¹

(1)高島市民と長浜市民を受け入れる避難所で、ハザードマップ上の津波、土砂災害などの危険区域内に指定している避難所はありませんか。

(2)避難所が危険区域に設定されている場合、その避難所名とどのような危険区域であるか(津波、土砂災害等)を示してください。またそれらの見直しは進んでいますか。

(3)受け入れる避難所がまだ決まっていない場合、危険区域にある施設を、避難所には選ばないということによいですか。

3．高島市、長浜市からの要援護者の避難受け入れについて

高島市、長浜市からの要援護者の福祉避難所等での受け入れについて具体化できていますか。

4．兵庫県の放射性物質拡散シミュレーションについて

(1)兵庫県が昨年4月24日に公表した放射性物質拡散シミュレーションは、兵庫県全41市町毎の最大被ばく線量を示しています。同日の関西広域連合委員会では、このシミュレーションのモデルで、兵庫県以外の関西広域連合エリアの結果も公表することが確認されました。しかし、未だ公表されていません。大阪府としては公表されるべきと考えますか。

(2)兵庫県の放射性物質拡散シミュレーション(2013年5月17日公表版)によると、高浜原発事故時、神戸市、篠山市への放射性物質の最短到達時間は約2時間との結果が出ています(昨年2月27日の兵庫県議会での井戸知事答弁)。しかし、両市以外への到達時間は公表されていません。原子力防災対策を立てていく上で、大阪府への放射性物質の到達時間の公表は必要ではないですか。

5．関西広域連合の国への申し入れ書について

昨年12月25日、関西広域連合は、国に対する「原子力防災対策に関する申し入れ」(松井知事、橋下市長も連名)をまとめ国に提出しました。申し入れ書では、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との立地自治体並みの安全協定締結について、政府が指導すること等、7項目を要求しています。そして、「これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない」としています。

大阪府及び関西広域連合としては、申し入れ書の7項目が実行されない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないということによいですか。

6．高浜3・4号の安全性問題、住民説明会について

高浜3・4号の審査書案を公表した昨年12月17日の規制委員会の会合で、市村管理官は「審

¹ 私達が兵庫県下の全市町にアンケート調査したところ、福井県と京都府からの広域避難受け入れを行う兵庫県では、41市町のうち24市町で土砂災害警戒区域などの危険区域に避難所があるとの回答でした。避難所の数では599のうち、約3割にあたる184ヶ所もが危険区域にありました。(別紙資料)

査書には書かれていないが、プルサーマルはすでに許可を出しており、実施は前提になっている」とわざわざ特別に説明しました。

しかし、1月13日に参議院議員会館で行われた市民と規制庁との交渉で、以下のように、プルサーマルの審査基準がないこと等、高浜3・4号の安全性が確保されていないことが明らかになりました。

福井県知事は、県主催の住民説明会は開かないと昨年から早々と表明し、住民への説明義務を放棄しています。しかし、立地自治体はもとより、大事故により被害を受ける可能性のある全ての自治体で住民説明会が開かれるべきです。

原子力規制委員会に対して、安全性や避難計画の問題について、大阪府で住民説明会を開催するように求めるべきではありませんか。

- ・プルサーマルの安全性を評価するための審査基準・ガイドはない。ウラン炉心に比べてパラメータ等を厳しく設定しているとしているが、それを審査する基準がないため、安全性を確認できたとは言えない。3・11以前の許可では重大事故の審査は行われていない。
- ・使用済MOX燃料の処理の方法は決まっていないことを認めながら、MOX燃料の使用を認めるなど無責任極まりない。
- ・汚染水対策については、放水砲とシルトフェンスだけでよしとしている。他方、重大事故では大量の汚染水が原子炉格納容器に溜まることは認めながら、その処理は中長期的な対策に委ね、「方針をつくる」ことを確認しただけで、具体的な対策はない等々。

【要 望 事 項】

- 1．住民の命と安全を守れる実効性ある避難計画がないもとでは、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
- 2．高浜原発3・4号の再稼働にあたっては、UPZ圏自治体をはじめ、大阪府など被害を受ける可能性のある自治体の同意が必要であると表明してください。
- 3．プルサーマルは危険な原発をさらに危険にします。プルサーマルの安全性を判断するための審査基準（審査ガイド）はなく、これでは安全性は評価できません。プルサーマル反対とそれを前提にしている高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください。
- 4．高浜原発3・4号の再稼働の前に、安全性と避難計画の問題、再稼働の是非について、住民説明会を開催してください。規制委員会に住民の意見を聞く説明会を求めてください。

2015年1月26日

避難計画を案ずる関西連絡会

（連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 /

脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会）

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581